

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山梨地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から42年12月までの期間、47年1月から平成2年12月までの期間及び4年12月から7年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から平成7年9月まで

私の国民年金の加入、納付の手続は夫がすべて行っていた。社会保険事務所から、国民年金の加入及び納付の事実が確認できない旨の回答をもらった際、「払出しは夫婦一緒だが、奥さんが県外に転出しているため、住所、生年月日が確認できず、国民年金手帳記号番号が確定できない。」と説明を受けた。しかし、私は、県外に転出したことはない上、国民年金手帳保管証と確定申告書の控えを保管しており、加入及び納付の記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和41年から平成7年までの分の確定申告書（控）の社会保険料控除欄には、国民年金保険料の金額が記載され、その金額は当時の国民年金保険料額とおおむね一致している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年3月に夫と一緒に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿から確認できる。

さらに、昭和36年3月に払い出された年金手帳記号番号は43年1月に転出処理されているが、申立人は、34年7月にA市の住民となって以来、現在に至るまで同市から転出したことはなく、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性が考えられ、確定申告書（控）から当時A市に居住し、国民年金を納付していたとするのが自然である。

一方、申立期間のうち昭和36年4月から38年12月までの期間、43年1月から46年12月までの期間及び平成3年1月から4年11月までの期間につ

いては、確定申告書（控）に記載された国民年金保険料の金額からみて保険料を納付していたと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から42年12月までの期間、47年1月から平成2年12月までの期間及び4年12月から7年9月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨厚生年金 事案 127

第1 委員会の結論

申立期間に係る標準報酬月額記録については、事業主が届け出た標準報酬月額であったと認められることから、平成8年3月から同年7月までは36万円、同年8月から10年2月までは9万8,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から10年3月12日まで

私がA社に勤めていた時に、社会保険事務所の職員が会社へ来ていたので、社会保険料を滞納していたと思う。会社が倒産してから私の標準報酬月額が訂正されていたことは知らなかった。36万円の給料だったので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票（訂正・取消済資格記録）において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年3月から同年7月までは36万円、同年8月から10年2月までは9万8,000円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成10年3月12日以降の同年4月10日に、標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、8年3月から10年2月まで9万2,000円に訂正されていることが確認できる。

また、申立人はA社の設立当初は取締役であったが、平成7年9月27日付けで辞任していることが法人登記簿から確認でき、その後は従業員として勤務し、会社倒産後は同社には関わっていないとしており、元事業主もそのことを認めていることから、申立人は、標準報酬月額を遡及^{そきゆう}訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記

録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成8年3月から同年7月までは36万円、同年8月から10年2月までは9万8,000円に訂正することが必要と認められる。

一方、申立人は、平成8年8月から10年2月までの期間についての標準報酬月額は36万円であり、当該額に基づく厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、当該期間に、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、賃金台帳、源泉徴収票等はない。

このほか、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は無く、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成4年2月から5年3月までは申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成4年2月から5年3月までは53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年4月21日まで

私の夫が勤務していたA社での標準報酬月額が、夫の退職後1年経過してから引き下げられていることを社会保険事務所の職員が、家に来て説明してくれた。そのようなことは納得できないので正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の被保険者資格記録照会回答票(訂正・取消済資格記録)において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成4年2月から5年3月までは53万円と記録されていた。

しかし、社会保険庁の記録では、A社については、厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成6年3月1日以降の同年3月4日に、標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の標準報酬月額は、4年2月から5年3月まで30万円に訂正されていることが確認できる上、当該事業所の厚生年金保険被保険者のうち、申立人を含む73人に同日付けで同様の訂正処理が行われていることが社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

また、申立人はA社において取締役であったことが法人登記簿から確認できるが、平成5年4月21日に資格喪失しており、同日付けで他の事業所の厚生年金保険に加入していることが社会保険庁の記録から確認でき、元同僚も申立人が退職後に当該事業所の経営に関わっていたことは無いとしているこ

とから、申立人は、標準報酬月額を遡^{そきゅう}及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所においてかかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成4年2月から5年3月までは53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで

近所の役場の人から、収入が無いときは国民年金保険料が免除になることを聞き、役場で免除申請の手続をした。毎年3月ごろ、広報のお知らせを見てから役場で手続をしたのに、申立期間が未納とされていることは納得がいかない。申立期間の保険料が免除されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、広報の通知を見てから、毎年役場に免除申請に行っていたと主張しているが、記録上申請免除となっている期間より前の申立期間についても免除申請を行っていたかについて、それを裏付ける明確な記憶は無い。

また、申立人は、申立人の免除申請について、町の事務手続の不手際により、申立人の免除申請書が県の国民年金課に提出されなかったのであろうと主張しているが、免除申請は免除を希望する者が、毎年度申請手続を行うものであり、申立人の免除申請書が5年間連続してA町から県へ提出されていなかったとは考えにくい。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、同居の兄と連番で昭和36年9月に払い出されていることから、申立人はそのころ国民年金の加入手続を行ったと推測されるが、その時点では、同年4月からの免除申請をさかのぼって行うことはできない上、申立人の年金手帳及び社会保険事務所の資料においても、申立人が申立期間の保険料の免除申請を行い、承認されたことを示す記録は無く、ほかに免除申請を行っていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月から 61 年 3 月まで

「年金記録のお知らせ」によると、申立期間の国民年金保険料が未納とされていた。結婚後、私の保険料は、夫が納付してくれていたため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人に代わって保険料を納付していたとするその夫の記憶は曖昧であり、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人が所持している年金手帳、市役所保管の国民年金被保険者名簿及び社会保険事務所の国民年金被保険者台帳には、いずれも昭和 56 年 7 月 6 日に任意加入被保険者の資格を喪失したことが記録されていることから、申立期間については、国民年金被保険者の資格を有していなかったことがうかがえる。

さらに、市役所担当者は、任意加入期間中の資格喪失は、行政側で一方的に行うことはあり得ないと証言していることから、資格喪失は申立人あるいはその夫の申出により行われたものと推測される。このことから、資格喪失以降第三号被保険者として再度資格取得するまでの 4 年 9 か月間は、国民年金保険料の納付書が申立人に送付されなかったと考えられ、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 227

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月まで

申立期間当時、私が住んでいた地区では、納税組合が税金等と一緒に国民年金保険料を集金していた。昭和 42 年に引っ越すまで、納税組合へ夫婦二人分を納付していたのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を居住していた地区の納税組合で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 7 月 25 日に夫婦連番で払い出されており、申立期間は、時効により納付できない期間及び過年度の期間となるため、納付組織での保険料納付ができない。

また、申立人の妻は、国民年金制度創設時に知人らと「加入は、しばらく見合わせよう。」と相談し合ったことを憶えており、申立人及びその妻の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号払出しから約 5 年後の 47 年 6 月 1 日に特例納付がされている。

さらに、所持している国民年金手帳は昭和 42 年 4 月 1 日発行のものであり、それ以前に発行されたものは、覚えが無いとしており、ほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、申立期間について、過年度納付及び特例納付をしたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 42 年 3 月まで

申立期間当時、私が住んでいた地区では、納税組合が税金等と一緒に国民年金保険料を集金していた。昭和 42 年に引っ越すまで、納税組合へ夫婦二人分を納付していたのに、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を居住していた地区の納税組合で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 42 年 7 月 25 日に夫婦連番で払い出されており、申立期間は、時効により納付できない期間及び過年度の期間となるため、納付組織での保険料納付ができない。

また、申立人は、国民年金制度創設時に知人らと「加入は、しばらく見合わせよう。」と相談し合ったことを憶えており、申立人及びその夫の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、国民年金手帳記号番号払出しから約 5 年後の 47 年 6 月 1 日に特例納付がされている。

さらに、所持している国民年金手帳は昭和 42 年 4 月 1 日発行のものであり、それ以前に発行されたものは、覚えが無いとしており、ほかの国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

加えて、申立期間について、過年度納付及び特例納付をしたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月 5 日から平成 8 年 12 月 25 日まで
社会保険庁の記録では標準報酬月額が 20 万円となっているが、実際の給料はこれよりずっと多かったはずである。現在、証明できることは、平成 9 年 2 月から振り込まれている雇用保険の支給記録だけであるが、それを見ると 20 万円以上の給与が支給されたことになっている。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額より不当に低いものとなっていると申し立てている。

しかし、申立人は申立期間当時の給与明細書を保有しておらず、勤務していたA社は、平成 11 年 3 月 26 日に全喪しており、当時の関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無い。

また、元同僚の給与明細書によれば、当該給与明細書の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できることから、申立人の保険料についても、届出どおりの控除がされているものと推認できる。

さらに、A社において、申立人の標準報酬月額を超えている者は社長を含めても見当たらず、申立人と同じく幹部社員の立場にあった者2人は申立人と同額の標準報酬月額となっていることから、申立人のみの標準報酬月額が低くなっているとは認められない。

加えて、申立人の標準報酬月額の記録は、資格取得、定時決定及び随時改定の都度、遅滞無く入力されていることが確認できるなど、社会保険事務所にお

いて不適正な処理が行われた可能性はうかがえない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

私は、手取り 60 万円前後の給料であったが、平成 14 年 12 月で会社が倒産してしまった。先日、社会保険事務所から同年 5 月分以降の厚生年金記録が 19 万円に引き下げられていると聞いたが、私には覚えがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準報酬月額は、A社の全喪日（平成 14 年 12 月 31 日）以降の 15 年 1 月 8 日に、14 年 5 月から同年 11 月までを 62 万円から 19 万円に引き下げる訂正処理が行われていることが、社会保険庁のオンライン記録から確認できる。

一方、A社の登記簿謄本により、申立人は、申立期間当時に同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、全喪日以降の平成 15 年 2 月ごろ、15 年 1 月 6 日に引き落とされるべき 14 年 11 月分の社会保険料を支払いに社会保険事務所へ行った際、支払った金額は、本来同月分として支払うべき金額より著しく低額であったとしていることから、この時納付したのは、遡及訂正により充当できなかった保険料であった可能性がうかがえる。

さらに、申立人は、標準報酬月額の減額の遡及訂正について、全く関与しておらず、知らなかったと供述しているが、当該標準報酬月額の遡及訂正については、会社の業務としてなされた行為であり、申立人は、同社の代表取締役であることから、全く知らなかったということは考え難い上、当該行為の責任は免れないものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきで

あり、当該行為の結果である訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 3 月 1 日まで
② 昭和 38 年 5 月 1 日から 58 年 12 月 1 日まで

ねんきん特別便を確認したところ、若いころ勤務した2事業所分の記録が見当たらなかった。どこの会社も3か月研修すれば健康保険と厚生年金保険に加入できるので、申立期間について被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社と同じ住所でその業務を引き継いだB社で勤務したと主張するが、同社は、設立が昭和37年9月であるため、申立期間①当時は存在しなかった。

また、申立人は、申立期間当時、失業保険法（現在は、雇用保険法）による失業手当を受給したことを明確に記憶している上、申立期間当初の3か月間について国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間②について、申立人が、C社（現在は、D社）E作業所内で作業していたことは推認できるが、当時の複数の社員が、「申立人は社員ではなかった。」、あるいは、「申立人は一箱作って何円という請負作業員だった。」と証言しており、厚生年金保険が適用される正社員だったと証言する者はいなかった。

また、申立期間の大半の236か月間の国民年金保険料を納付し、うち107か月間は付加保険料を納付しており、後半10年以上の期間については、申立人自らが自営業だったと認識している。

このほか、申立人に国民年金保険料が還付された記録は無く、保険料控除を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 12 月 1 日から 40 年 5 月 24 日まで
年金の手続をしたとき、A社に勤務していた期間の脱退手当金を受けたことになっていることを知った。退職時には、年金や脱退手当金の説明をされた記憶は一切無く、脱退手当金という制度があることも初めて知り、退職金すらもらっていない。退職時に何らかの事務手続をした記憶は全く無いので、脱退手当金を支給されたことになっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人の厚生年金保険脱退手当金支給報告書には、脱退手当金の支給額、裁定年月日（昭和 40 年 8 月 11 日）及び支給年月日（同月 24 日）が記載されているとともに、厚生年金保険被保険者台帳番号払出簿には、「脱 B」の印に加え、「40. 8. 11」と記入されている上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、支給決定は、厚生年金保険資格喪失日から約 3 か月後になされているなど、脱退手当金支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間について、申立人から申立内容について聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。